

農地法第5条に係る許可申請について

1. 農地法第5条許可申請書

農地を農地以外の目的に転用する場合に必要です。売買等による権利の移動を伴う場合が該当します。

2. 農地転用許可基準

当該農地が優良農地か否かを判断する「立地基準」又は確実に転用事業が実行されるか、周辺農地に悪影響を与えないか等を判断する「一般基準」からなります。

(1) 立地基準

【農地の区分】

第1種農地・・・良好な営農条件を備えている農地

- ・おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地
- ・特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地

⇒ 原則として不許可

第2種農地・・・市街地に近接する区域、市街地化が見込まれる区域内にある農地

⇒ 場合により許可

第3種農地・・・市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地

- ・水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道区域で500m以内に2か所以上の教育、医療施設又は公共施設が存在する農地
- ・都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地

⇒ 原則として許可

(2) 一般基準

以下に該当する場合は、許可できません。

- ア. 農地を転用し、申請に係る用途に供することが確実と認められない場合
- イ. 周辺農地に係る営農条件に、支障をきたすおそれがあると認められる場合

3. 注意事項

市への提出期限は、毎月20日です。(休日の場合は、翌開庁日です。)

【お問合せ先】

御前崎市農業委員会事務局

電話：0537-85-1125

【農地法第5条申請書添付書類】

必要書類	部数	内 容
許 可 申 請 書	3	1部…市提出 2部…本人へ戻る（申請書のみ）
以下の書類は、市提出用に添付してください。		
位置図（1/10000程度） 及び案内図（1/2000程度）	1	申請地が案内できるもの（住宅地図等）
公 図	1	申請地及び隣接地の地番・地目・面積・所有者を記載し、道水路を色塗りしたもの（公図を法務局又は市役所管理課に請求）
計画平面図・立面図 配置図	1	建築物の平面図・立面図（建築確認を受ける図面と同一のもの） 事業目的の利用計画図 道水路・排水路系統図を色塗りしたもの
土地登記簿謄本	1	全部事項証明（3か月以内のもの） ※ 仮登記、抵当権等が設定されている場合は、同意書等を添付 ※ 原本添付（コピー不可）
資 金 証 明 書	1	・預貯金の残高証明（金融機関に請求） ・住宅金融公庫の申請書の写し 等
以下の書類は、該当する場合のみ提出してください。		
法 人 の 場 合	1	「定款の写し」「寄附行為の写し」「登記事項証明書」のどれか一つを添付 ※R4. 3. 31付農村振興局長通知により簡素化（必要に応じて議事録又は印鑑証明書） 事業計画概要書
1,000㎡を超える場合	1	土地利用委員会承諾書の写し（市役所都市政策課）
土地改良区受益地の 場合	1	土地改良区から交付される「意見書」を添付（牧之原畑地総合整備土地改良区、大井川右岸土地改良区等） ※決済金が発生する場合があります。
砂利採取の場合	1	添付書類については農林水産課で確認
その他参考書類	1	他法令の許認可の写し等、必要に応じて添付 （貸借対照表、収支予算書、他法令の許認可の写し、住民票等）